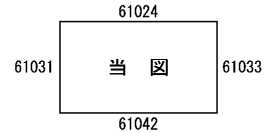


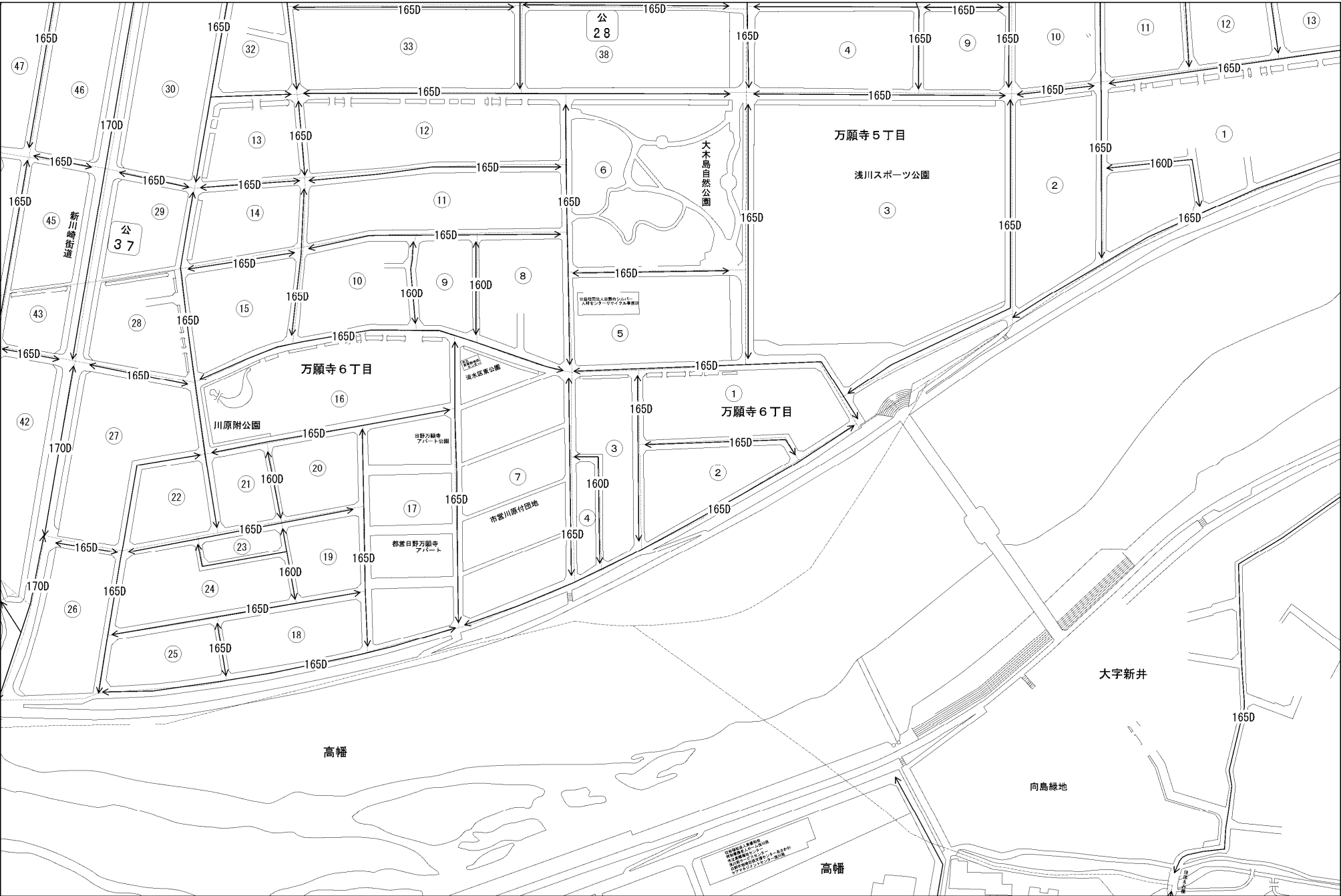
ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区 中小工場地区 大工場地区 普通住宅地区



記号	借地権割合	記号	借地権割合
A	90%	E	50%
B	80%	F	40%
C	70%	G	30%
D	60%		



日野市  
(日野署)



本図は、国土交通省の定める「建築基準法」に基づき作成されたものであり、図面に記載の事項は、必ずしも実際の状況と一致しない場合があります。また、本図は、図面に記載の事項を正確に示すものではありません。図面に記載の事項は、必ずしも実際の状況と一致しない場合があります。また、本図は、図面に記載の事項を正確に示すものではありません。